

必ずチェック!

最低賃金!

働く人と雇う人のための
ルールです!

秋田県 最低賃金

令和6年

10月1日から

時間額

951円

前年比

54円
UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで
確認

最低賃金に
関する
特設サイト



最低賃金 特設サイト 検索

最低賃金に関する
お問い合わせは
秋田労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



秋田労働局 検索

賃金引上げ
特設ページ

賃金引上げに向けた
支援策等を掲載しています。



賃金引上げ特設ページ 検索

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善
助成金

最大
600万円を
助成



「最低賃金制度」は、 働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額） を保障する制度のことです！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、
すべての労働者に適用されます。

確認の方法は？

確認したい賃金を時間額にして、
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合	時間給 円	≥	最低賃金額(時間額) 円				
2 日給の場合	日給 円	÷	1日の平均所定労働時間 時間	=	時間額 円	≥	最低賃金額(時間額) 円
3 月給の場合	月給 円	÷	1か月の平均所定労働時間 時間	=	時間額 円	≥	最低賃金額(時間額) 円
4 上記 1, 2, 3 が 組み合わさっている場合	例えば、基本給が日給で 各手当(職務手当など)が 月給の場合		<ul style="list-style-type: none"> ① 基本給(日給) → 2 の計算で時間額を出す ② 各手当(月給) → 3 の計算で時間額を出す ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額(時間額) 				

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。
① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など) ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など) ⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当
(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で自分の
地域の最低賃金を
チェックしましょう！

中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を
積極的に活用しましょう。

業務改善助成金

最大
600万円を
助成

業務改善助成金
コールセンター

☎ 0120-366-440

詳しくは、こちら

業務改善助成金

検索



支給の要件

- 1 事業場内最低賃金の引上げ
- 2 引上げ後の賃金額の支払い
- 3 生産性向上に資する機器・設備などを導入
- 4 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない

設備投資等に
要した費用の
一部を助成

助成金 支給まで の流れ

- 1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出
- 2 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
- 3 実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出
- 4 支給

専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革
推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら 働き方改革推進支援センター 検索

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の
引上げに取り組む事業者に対して、
設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら 働き方改革推進支援資金 検索

相談
無料

働き方改革 進めてみませんか？

時間外労働について

・2024年4月
自動車運転の業務、建設事業等に
時間外労働の上限規制が適用されました

同一労働同一賃金ってなに？

人手不足を解消したい

助成金を活用したい！

法改正に合わせた就業規則の見直し

年収の壁対策がしたい！

育児・介護休業を取りやすくしたい

労務に関するお困りごとは「秋田働き方改革推進支援センター」
にご相談ください！みなさまの会社をお手伝いします！

センターへの来所、または電話・
メールでお気軽にご相談ください



専門家の訪問による支援も実施
しております ※裏面の申込書をご覧ください

その他、人事労務担当者様向けの働き方改革関連のセミナーの開催や出張相談会を予定しております。
詳細や日程等につきましては、下記のHPをご覧ください、電話にてお問い合わせください。

商工団体や業界団体のみなさまへ
会員様向けのセミナーや研修等への講師派遣・相談会への相談員派遣を行っておりますので、ぜひご利用ください

貴社のニーズに合わせて対応いたします。まずは下記までご相談ください。

秋田働き方改革推進支援センター



0120-695-783

※一部IP電話等繋がらない場合は、Tel：018-865-5335（有料）

【受付時間】平日 9：00～17：00（年末年始を除く）

住所 秋田市大町3-2-44 大町ビル3階

MAIL support@hatarakikata.akita.jp

FAX 018-823-3883

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top/consultation/akita.html>



お
問
い
合
わ
せ
先

相談方法

- ・フリーダイヤルによる電話相談（0120-695-783）
 - ・来所による相談（秋田市大町3-2-44 大町ビル3階）
 - ・メールによる相談（support@hatarakikata.akita.jp）
- 対応日時 平日 9:00～17:00（年末年始を除く）
- ・専門家の個別訪問・オンラインによる相談
土日祝日や夜間を含め、ご希望をうかがいます



秋田働き方改革推進支援センター 相談申込書 FAX 018-823-3883

専門家の個別訪問による相談、来所での相談をご希望の場合には下記にご記入の上、FAXにて送信ください。申込用紙の確認後ご連絡いたします。

貴社名		住所	〒 -			
ご担当者	部署名： 氏名：	労働者数	正規雇用者： 非正規雇用者：	人 人	業種等	業種： 資本金： 万円
連絡先	TEL（ - - ） FAX（ - - ）	MAIL				
■メールで、セミナーや法改正情報の案内を希望しますか？			<input type="checkbox"/> はい		<input type="checkbox"/> いいえ	
■ご希望のご相談方法に☑をつけてください。			<input type="checkbox"/> 個別訪問		<input type="checkbox"/> オンライン	
			<input type="checkbox"/> センター来所		<input type="checkbox"/> メール	
■令和6年度（令和6年4月～令和7年3月）において、秋田働き方改革推進支援センターを利用したことがありますか？						
<input type="checkbox"/> 初めて <input type="checkbox"/> センターへ行って相談したことがある <input type="checkbox"/> 電話やメールで相談をしたことがある <input type="checkbox"/> すでに個別訪問やオンラインの支援を受けている（ 回） <input type="checkbox"/> セミナーに参加したことがある <input type="checkbox"/> その他 <small>※ 個別訪問・オンラインでの支援は、1つの支援テーマにつき原則3回とさせていただきます</small>						
■貴社に關与している社会保険労務士はいますか？			<input type="checkbox"/> いる		<input type="checkbox"/> いない	
■今回相談したい内容についてお知らせください ※該当する項目に☑をつけてください。（複数選択可）						
<input type="checkbox"/> 同一労働同一賃金（不合理な待遇差の解消） <input type="checkbox"/> 職務分析・職務評価 <input type="checkbox"/> 長時間労働の是正（時間外労働の上限規制） <input type="checkbox"/> 年次有給休暇・特別休暇の取得促進 <input type="checkbox"/> 36協定 <input type="checkbox"/> 就業規則他諸規定、各種労使協定 <input type="checkbox"/> 生産性向上による賃金引上げ <input type="checkbox"/> 人手不足解消・人材募集・育成、教育訓練 <input type="checkbox"/> 助成金の活用 <input type="checkbox"/> しわ寄せ防止 <input type="checkbox"/> テレワーク <input type="checkbox"/> 兼業・副業 <input type="checkbox"/> ハラスメント防止 <input type="checkbox"/> 女性活躍 <input type="checkbox"/> 仕事と育児・介護等との両立支援 <input type="checkbox"/> 労働条件・労働時間等の労務管理 <input type="checkbox"/> 賃金、賞与、退職金制度 <input type="checkbox"/> 退職、定年再雇用 <input type="checkbox"/> 無期転換・正社員転換制度 <input type="checkbox"/> 年収の壁対策 <input type="checkbox"/> その他（ ）						
■すでに取り組んでいる内容についてもお知らせください ※該当する項目に☑をつけてください。（複数選択可） （以前の申込時にご記入いただければ、回答は不要です）						
<input type="checkbox"/> 長時間労働の削減関係 <input type="checkbox"/> 年次有給休暇など休暇の取得促進関係 <input type="checkbox"/> 労働時間制度関係（変形労働時間制、フレックスタイム制など） <input type="checkbox"/> 非正規雇用労働者の待遇改善関係（同一労働同一賃金など） <input type="checkbox"/> 業務改善関係（生産性向上など） <input type="checkbox"/> 賃金引上げ関係 <input type="checkbox"/> 人手不足対策関係 <input type="checkbox"/> 助成金の活用関係 <input type="checkbox"/> その他の働き方改革関係						
よろしければ、お取り組みの内容についてご記入ください。 （ ）						
■相談時に伝えたいことや、その他のご要望等がございましたらご記入ください。						

センター使用欄	派遣専門家名	申込受付	担当者	月 日	申込書送信	担当者	月 日
R6様式	訪問予定日時 月 日 :	集計表入力	担当者	月 日	建設・自動車運転・情報サービス		

令和6年度「業務改善助成金」

ご確認ください！ ☑

対象になる事業場

- ☐ 中小企業・小規模事業者であること
- ☐ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が**50円以内**であること
⇒**秋田県の場合は**
①**897円以上947円以下**
(R6.9.30までの申請)
②**951円以上1,001円以下**
(R6.10.1以降の申請)
- ☐ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

支給要件

- ☐ 賃金引き上げ計画を策定し、一定額以上引き上げること
- ☐ 引き上げ後の賃金額を支払うこと
- ☐ 生産性向上に役立つ機器・設備などを導入して業務改善を行い、その費用を支払うこと

概要

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する**設備投資等**を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

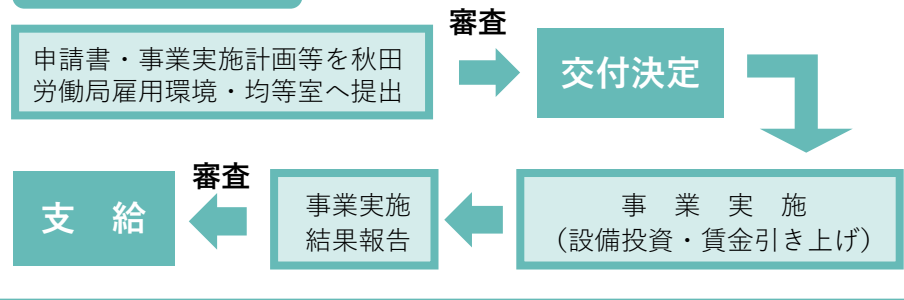
***同一事業場の申請は年1回まで**

【設備投資等】機器・設備などの導入、経営コンサルティングなど

物価高騰等要件※1に該当する場合、助成対象経費の拡充が受けられます。

パソコン、スマホ、タブレットの新規購入及び乗車定員7人以上または車両本体価格200万円以下の自動車、貨物自動車等も助成対象として認められます。

手続の流れ



留意事項

申請期限：
令和6年12月27日（必着）

事業完了期限：
令和7年1月31日

令和5年度からの主な変更点

- ・特例事業者に関する要件のうち、**生産量要件が終了**しました。
- ・賃金引き上げ後の申請は、令和6年1月31日までの申請をもって**終了**しました。

賃金を引き上げる労働者数・助成上限額

区分	(下段は、事業場規模30人未満の事業者のみ対象)				
	1人	2~3人	4~6人	7人以上	10人以上※3
30円コース	30万円	50万円	70万円	100万円	120万円
	60万円	90万円	100万円	120万円	130万円
45円コース	45万円	70万円	100万円	150万円	180万円
	80万円	110万円	140万円	160万円	180万円
60円コース	60万円	90万円	150万円	230万円	300万円
	110万円	160万円	190万円	230万円	300万円
90円コース	90万円	150万円	270万円	450万円	600万円
	170万円	240万円	290万円	450万円	600万円

助成率

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

()内は生産性要件※2を満たした事業場の場合

申請様式等、詳しくはこちら



※1 物価高騰等要件：原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月における売上高総利益率または売上高営業利益率が、前年同月に比べ3%ポイント以上低下している事業者をいいます。

※2 生産性要件：「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指し、「生産性要件を満たした場合」とは、直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合をいいます。

※3 10人以上の上限区分は、特例事業者(①賃金要件：申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者または②物価高騰要件※1に当てはまる場合)が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

秋田県内での活用事例

【製造業】給与ソフト及びPCの導入

導入前	給与計算を手集計し作業を行っていた
導入後	<ul style="list-style-type: none">➤給与計算が大幅に短縮された➤新規パソコン導入により給与ソフト専用として運用ができた

【医療・福祉業】セルフ精算レジの導入

導入前	会計担当者による会計処理を行っていた
導入後	<ul style="list-style-type: none">➤診療者自身の自動精算処理となり、会計業務が大幅に短縮された➤診療終了後の診療費精算業務が大幅に簡素化された

【製造業】2種類の特殊ミシンの導入

導入前	特殊加工に時間を費やしていた
導入後	<ul style="list-style-type: none">➤二つの工程が 同時に 行え、作業時間の大幅な削減ができた➤微妙な加減処理が自動で縫い付けられるようになり作業時間が大幅に削減された

【製造業】複合ボーリングマシンの導入

導入前	熟練の職人が行っていた
導入後	<ul style="list-style-type: none">➤建具のくりぬき、家具製作のダボ穴掘りが全自動化され、作業期間が大幅に削減された➤若手社員でも行えるようになった

【建設業】ポータブル電源及び空調服ベストの導入

導入前	電源確保・高温作業場での連続作業が困難だった
導入後	<ul style="list-style-type: none">➤電源引き込み作業時間が短縮された➤空調服ベスト着用により高温室内作業時でも連続作業ができるようになった

【宿泊業】スチームコンベクションオーブンの導入

導入前	調理担当者のみで手作業となっていた
導入後	<ul style="list-style-type: none">➤調理工程の集約により料理の提供時間が大幅に短縮された➤誰でも安定した調理ができ、時間短縮と作業負担が改善された

【宿泊業】大型除雪機の導入

導入前	豪雪地域にて手作業で除雪を行っていた
導入後	<ul style="list-style-type: none">➤積雪による手作業の除雪が大型除雪機の導入により大幅な時間と 動力の削減となった➤除雪機の導入により、食品加工等の他の業務の時間を増やすことができた

【飲食サービス業】食器洗浄機の導入

導入前	食器洗浄を手作業で行っていた
導入後	<ul style="list-style-type: none">➤食器洗浄機により手作業の洗浄作業が削減された➤食器洗浄機の導入により、ホール等の他の業務時間を増やすことができた

【運送業】温水高圧洗車機の導入

導入前	手作業で洗車していた
導入後	<ul style="list-style-type: none">➤手作業で行っていた業務用トラック、ワンボックスカー等の洗車時間を大幅に削減することができた

【情報通信業】配達専用軽ワゴン車の導入

導入前	営業車の未使用時間に集配達を行っていた
導入後	<ul style="list-style-type: none">➤専用車があることで、迅速な対応ができるようになった➤1回の集荷量・配送量も増加し、 働 時間の短縮につながった

<お問い合わせ先>
業務改善助成金
コールセンター
☎0120-366-440

<申請先>
秋田労働局雇用環境・均等室
秋田市山王7-1-3秋田合同庁舎4階
☎018-862-6684

<賃金引き上げに向けた無料相談窓口>
秋田働き方改革推進支援センター
秋田市大町3-2-44 大町ビル3階
☎0120-695-783

最低賃金引上げの支援策

～申請をご検討ください～

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った**中小企業に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30万円～130万円
45円コース	45万円～180万円
60円コース	60万円～300万円
90円コース	90万円～600万円

活用例

30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5名の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

活用のポイント

賃上げ + 設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画を作成
- ・中小企業が利用できる
- ・助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決まる
- ・設備投資等は、交付決定を受けた後

キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引上げが対象です。

3%以上5%未満増額改定した場合	5万円
5%以上増額改定した場合	6万5,000円

1人当たりの助成額（大企業の場合は2/3）
1事業所あたりの上限は100人分

活用例

中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10名の有期雇用労働者の賃上げを実施した場合、65万円支給されます。

活用のポイント

賃上げ

- ・賃金規定等の改定キャリアアップ計画を作成
- ・中小企業と大企業が利用できる
- ・助成額は、1人当たり定額
- ・最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も助成対象

※業務改善助成金とキャリアアップ助成金は併給調整の対象となる場合があります。

業務改善助成金に関しては
秋田労働局 雇用環境・均等室まで
お問い合わせください。

☎ 018-862-6684

業務改善助成金

検索



キャリアアップ助成金に関しては
秋田労働局 職業安定部 訓練課まで
お問い合わせください。

☎ 018-883-0006

キャリアアップ助成金

検索

